

福井県国公立高校生等奨学給付金交付要領

(趣旨)

第1条 福井県国公立高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）の交付については、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 国公立高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する国公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）

(2) 国公立高校生等

法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部である者を除く）のうち、平成26年4月1日以降入学した者および高等学校等就学支援事業補助金（学び直しへの支援）の補助対象者

(3) 保護者等

法第3条第2項第3号、同法施行令第1条第1項、同法施行規則第2条第2項に規定する国公立高校生等の保護者等

(給付金対象者)

第3条 この給付金の対象者は、国公立高等学校等に7月1日時点で在籍している国公立高校生等の保護者等であって、福井県内に住所を有し、保護者等全員の市町村民税所得割が非課税相当である者として福井県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者とする。ただし、次の各号に定める場合は給付対象外とする。

(1) 国公立高校生等が7月1日時点で休学している（通信制においては、当該年度の受講登録手続きを行っていない）場合。ただし、11月30日までに復学した（通信制においては、後期に受講登録手続きを行った）場合を除く。

(2) 12月1日以降に復学や入学した場合。

(3) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる国公立高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合。

(4) この給付金とその目的を同じくする給付金でほかの都道府県が行うものの給付を受ける場合。

(給付金対象経費および給付金の額)

第4条 給付金対象経費および給付金の額は別表1のとおりとする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする給付金対象者は、教育委員会が定める期日までに、福井県国公立高校生等奨学給付金受給申請書(様式1の1または1の2)および別表2に定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、福井県内に設置されている国公立高等学校等に在籍している国公立高校生等のいる保護者等にあつては、在籍している国公立高等学校等を経由して教育委員会に申請するものとする。

3 前項の申請は、福井県外に設置されている国公立高等学校等に在籍している国公立高校生等のいる保護者等にあつては、申請者が直接教育委員会に申請するものとする。

(給付の決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、当該申請を審査し、給付金の支給または不支給の決定を行い、奨学給付金支給決定通知書(様式2)または奨学給付金不支給決定通知書(様式3)により申請者に通知するものとする。

(給付金の給付)

第7条 教育委員会は給付の決定を行った後、申請者が指定する金融機関口座に給付金を振り込むものとする。

2 前項の給付においては、特段の事情がある場合、申請者に対し現金にて給付できるものとする。

3 前項の給付においては、委任状(様式4)を作成し、福井県内の国公立高等学校等に委任することで、滞納分の学校徴収金等に充てることのできるものとする。

(給付回数の制限)

第8条 給付の回数は、一人の国公立高校生等につき年1回、通算3回(定時制または通信制の国公立高等学校等に通う国公立高校生等は4回)を上限とする。

(給付金の返還)

第9条 知事は、偽りその他不正な手段により支給の決定を受けた者があつたときは、既に受領した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

第1条 この要領は平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この給付金の対象者は、平成26年度以降、国公立高等学校等の第1学年に入学した国公立高校生等（単位制の公立高等学校等において修得単位数により第1学年相当とみなされる者を含む。）の保護者等から対象とする。

附 則

第1条 この要領は平成26年10月17日から施行する。

附 則

第1条 この要領は平成27年7月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は平成27年10月22日から施行する。

附 則

第1条 この要領は平成28年7月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は平成29年7月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は平成29年10月11日から施行する。

附 則

第1条 この要領は平成30年7月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は令和元年7月1日から施行する。

別表 1

給付金対象世帯	給付金対象経費	給付金の額 ※高校生一人当たり年額
<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する国公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の国公立高校生等（以下「高校生等」という。）の保護者等であって、福井県内に住所を有する者に対して、下記1～3の世帯区分に応じて、奨学のための給付金を給付する。</p> <p>1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯</p> <p>2 保護者等全員の都道府県所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯（3の場合を除く。）</p> <p>3 保護者等全員の都道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯に、兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等がいる世帯および高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯</p>	<p>授業料以外の教育に必要な経費</p>	<p>32,300円</p> <p>82,700円 (36,500円)</p> <p>129,700円</p>

※（ ）内の金額は、国公立の通信制の高等学校等に通う高校生等がいる世帯の額

※複数の高校生等がいる場合、国公立の通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て2の

単価を用い、通信制以外の国公立の高校生等は全て3の単価を用いる。

別表2

下記1～3の世帯区分に応じて、福井県国公立高校生等奨学給付金受給申請書（様式1の1または1の2）に以下の書類を添付するものとする。

給付金対象世帯	添付書類
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯	<ul style="list-style-type: none">7月1日現在における、生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式7）在学証明書（様式5）口座の確認ができる書類（通帳の写し等）
2 保護者等全員の都道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯（3の場合を除く。）	<ul style="list-style-type: none">保護者全員の都道府県民税所得割および市町村民税所得割が分かる書類（課税証明書・非課税証明書等）在学証明書（様式5）口座の確認ができる書類（通帳の写し等）
3 保護者等全員の都道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯に、兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外的高等学校等に通う高校生等がいる世帯および高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	<ul style="list-style-type: none">保護者全員の都道府県民税所得割および市町村民税所得割が分かる書類（課税証明書・非課税証明書等）15歳以上（中学生を除く）23歳未満の子を2人以上扶養していることがわかる書類（健康保険証等の写し等）国民健康保険加入世帯等であって保険証等の写し等で扶養関係が確認できない場合は、扶養誓約書（様式6）在学証明書（様式5）口座の確認ができる書類（通帳の写し等）

※ 国公立高等学校等を通じて申請をする場合は、在学証明書については添付不要とする。

※ 保護者全員の市町村民税所得割が分かる書類（課税証明書・非課税証明書等）については、福井県国公立高校生等奨学給付金受給申請書内で証明書等の再利用に同意している場合は、添付不要とする。

※ 3において、健康保険証等では扶養の事実が確認できない場合、別途扶養を確認で

きる客観的な証明書等を添付するものとする。(別途事例を定める。)

- ※ 1における生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式7)については、「生活保護受給証明書」などにより、生業扶助(高等学校等就学費)の措置状況が確認できる場合には、代用を可とする。

事例1

- ・保護者等が親権を持たない15歳以上(中学生を除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がおり、兄弟姉妹について保護者等が養育費を支払っており、事実上扶養している場合。

健康保険証等では扶養の事実は確認できないため、提出を求めず、代わりに税法上の扶養をしていることが分かる書類の提出をもって、扶養を判断する。

添付書類(健康保険証等の写し等に代わる書類として)

- ・保護者等の税法上の扶養人数が分かる書類(課税証明書等)
- ・公的な書類により扶養者の名前が確認できる書類(源泉徴収票等)